

市東孝雄さんの耕作権裁判 傍聴のために

この裁判は、市東孝雄さんの耕作権を守る闘いの最初の裁判闘争です。

.....

昨年7月3日、成田空港会社は、市東さんが祖父の代から90年耕作を続ける畑について、突然、賃貸借契約の解除を成田市農業委員会に申請しました。この年から18年も前の1988年4月12日に、空港会社は当時の耕作者の市東東市（孝雄さんの父）さんに無断で、旧地主（藤崎政吉）から畑の底地を買収しました。その後、2003年12月に発覚するまで、なんと15年間も、空港会社は売買の事実を隠し続け、地代を旧地主に取得させてきたのです。

上記の申請書は、位置特定のデタラメや数々の農地法違反の事実を調べることもしない農業委員会のずさんな審査を経て千葉県知事に進達され、県農業会議の答申を受けた知事が許可決定を下しました（9月21日）。

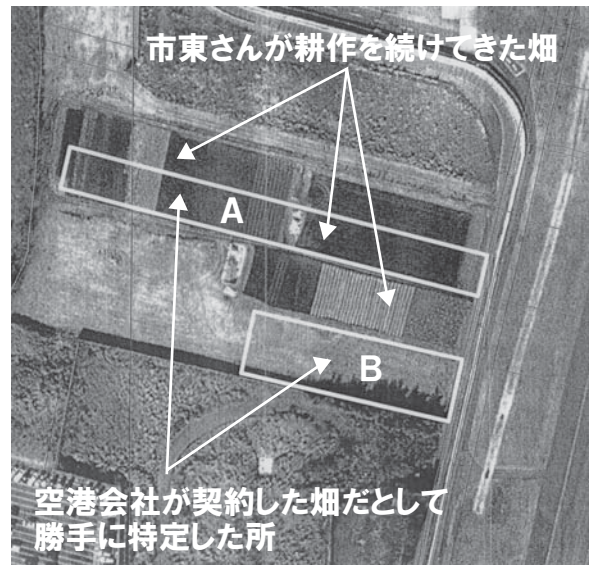
空港会社はこのような違法な契約解除の手続きを進める一方で、昨年10月20日、現に市東さんが耕作する畑について、一方的に契約地の境界を指定し、その余の部分については「原告（空港会社）の同意を受けることなく土地を占有している」と決めつけて、明け渡しを求める訴えを起こしました。本件裁判はその初の口頭弁論です。

●90年間耕してきた畑が 「不法耕作」だなんて許せない

「不法耕作」とはまったく許せない言い掛かりです。この畑は、市東さんの祖父の市太郎さんが明治期に開墾して以来、90年間、一度も問題にされることなく耕してきた畑です。空港会社が指定する位置はデタラメで、耕作の現況と違うばかり、法務局の公図ともまったく異なっているのです。境界を決めるにあたって市東さんの立ち会いはなく、杭もありません。

戦後の農地改革を経て制定された農地法は、第1条目的で、「農地は耕作者みずからが所有すべき」と定めています。

1世紀近くにわたって問題なく耕してきた畑について、非農耕者の空港会社が突然、地主だと名乗り出て、畑を返せと要求し、「不法耕作だ」「明け渡せ」とは、まるで戦前の悪名高き地主制度の再来です。このような不正義は絶対に認めることができません！



航空写真による位置の特定図。N A Aが白く囲って特定してきた耕作地（A, B）は、畑の現況や法務局の公図とまったく違っている。境界確認のための立ち会いは行われていないし、杭も打たれていない。Bの場所に至っては、市東さんは一度も耕したことがない。

農地と耕作権を守る 大裁判闘争が 始まります

市東さんの耕作権を守る裁判闘争はさらに2件予定されます。

①市東さんが提訴する行政訴訟

ひとつ目は、知事または法務大臣を被告として、不当な行政処分を取り消しを求める裁判です。

②賃貸借契約の対象とされる畑の明け渡し請求訴訟（空港会社が提訴）

ふたつ目は、空港会社が一方的に指定してきた賃貸借契約地（本件に係わる旧地主＝藤崎政吉と旧地主＝岩澤和行の2カ所ある）について、市東さんへの解約申し入れ後1年を経て空港会社が起こす明け渡し請求訴訟と闘う裁判です。

本日始まる裁判とともに必ず勝利したいと思います。

反対同盟事務局